第4次としま男女共同参画推進プランの評価について

資料1-1
令和3年5月19日
第1回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会

調査①　取り組みの実施状況評価

第4次としま男女共同参画推進プランにおける「具体的な各課の取り組み」について、平成29年度～令和2年度の4年間の**実施状況**を評価。

【評価基準】

A　想定以上の取り組みができた。
B　想定通りの取り組みができた。
C　取り組みが不十分であった。
D　取り組みができなかった。
E　評価できない。

調査②　男女共同参画への意識調査

第4次としま男女共同参画推進プランにおける「具体的な各課の取り組み」を**「男女共同参画の視点」に立って取り組むことができたか**という観点で評価。

【評価基準】

A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

【全事業に対する評価】

目標１　人権尊重のまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	22	65	5	0	2	94
調査②　男女共同参画への意識調査	78	6	0	10		94

目標２　多様な選択ができるまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	11	33	1	0	4	48
調査②　男女共同参画への意識調査	29	16	0	4		48

目標３　学び参画するまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	5	23	0	0	1	29
調査②　男女共同参画への意識調査	18	10	0	1		29

目標４　すべての人が安心していきいきと暮らせるまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	9	26	2	0	1	38
調査②　男女共同参画への意識調査	29	7	0	2		38

プランの積極的な推進	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	0	13	0	0	0	13
調査②　男女共同参画への意識調査	13	0	0	0		13

調査①　取り組みの実施状況評価

計	A	B	C	D	E	合計
	47	160	8	0	8	223

調査②　男女共同参画への意識調査

計	A	B	C	D		合計
	167	39	0	17		223

重点的な取り組みおける事業に対する評価】（全事業より抜粋）

目標１　人権尊重のまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	16	49	5	0	1	71
調査②　男女共同参画への意識調査	61	2	0	8		71

目標２　多様な選択ができるまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	6	19	1	0	2	28
調査②　男女共同参画への意識調査	21	5	0	2		28

目標３　学び参画するまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	0	1	0	0	1	2
調査②　男女共同参画への意識調査	1	0	0	1		2

目標４　すべての人が安心していきいきと暮らせるまち	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	4	13	0	0	0	17
調査②　男女共同参画への意識調査	14	2	0	1		17

プランの積極的な推進	A	B	C	D	E	合計
調査①　取り組みの実施状況評価	0	0	0	0	0	0
調査②　男女共同参画への意識調査	0	0	0	0		0

調査①　取り組みの実施状況評価

計	A	B	C	D	E	合計
	26	82	6	0	4	118

調査②　男女共同参画への意識調査

計	A	B	C	D		合計
	97	9	0	12		118

①取り組みの実施状況評価
≪評価基準≫
A　「事業名」や「施策」に対して、想定以上の取り組みができた。
B　「事業名」や「施策」に対して、想定通りの取り組みができた。
C　「事業名」や「施策」に対して、取り組みは不十分であった。
D　取り組みはできなかった。
E　評価できない。

②男女共同参画への意識調査
≪評価基準≫
A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

目標1　人権尊重のまち

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞（評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞（評価がDの場合）理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	01	被害の未然防止と啓発の促進	1	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を進めます。	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を進めます。	★	子育て支援課	性風俗営業制限がある地区計画対象区域内における建築物及び広告物の届出物件に対し抑止を図った。	B		A	
								男女平等推進センター	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ②「広報としま」を活用した啓発 ③デートDV予防啓発事業 ④相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大 ⑤デートDV啓発カード・パンフレットの配布	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	01	被害の未然防止と啓発の促進	2	若年層に対する暴力予防教育の強化	近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	★	健康推進課	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資材を配布	B		A	
								長崎健康相談所	中学校での健康教育	B		A	
								子育て支援課	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口に相談カードを設置する。	B		A	
								指導課	人権教育の一環として実施	B		B	
								男女平等推進センター	①デートDV予防教室の実施 ②デートDV予防キャンペーンの実施 ③大学生団体等と連携した若年層への教育・啓発の実施	B		A	
								子ども若者課	各施設において、男女平等推進センター作成のDV相談カードやリーフレットをおいて、啓発している。 中高生センタージャンプでは、NPO法人青い空と協力して、デートDVなどの啓発活動を行っている。	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	02	早期相談・早期発見体制の充実	3	DV専門相談の充実	被害が潜在化したり、重度化する前に相談ができるよう、また被害者のこころのケアや適切な支援に結びつけていくために、女性に対する暴力に関する専門相談を充実させます。	★	男女平等推進センター	DV専門相談の実施 ・月1回実施：夜間 ・専門職（カウンセラー）による相談	B		D	「DV専門相談」は様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
								子育て支援課	職員のDV相談に関するスキルアップを目指し、研修や講演会の積極的な参加をすすめ、適切な助言をする。必要によって都の専門相談へつなげるなどの支援も行うようにする。	A		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	02	早期相談・早期発見体制の充実	4	相談窓口の充実	日常生活で直面する様々な問題解決のための相談に対応します。また、外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	★	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	A		A	
								区民相談課	相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内。	B		A	
								男女平等推進センター	①一般相談及びDV相談の実施 月～土曜　9時～17時 ②専門相談の実施 ・法律・こころ・DV(再掲):各相談　月2回 ・DV(再掲):月1回実施 ③専門相談講座の実施 ④男性相談員の配置	C	③について 個人によって知りたい情報や相談内容が違うことで、講座が区民のニーズに合わず、参加者が少なかった。個々への対応は一般相談および専門相談で行えると判断した。 ④について 他区の男性相談の状況については、導入の区が少ないことや導入の区であっても相談件数が少ないという現状がある。そのため、今のところ導入は見送り、男性相談はウィメンズプラザを案内している。	D	①②④について 様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	02	早期相談・早期発見体制の充実	5	関係機関相互の情報共有	区や関係機関が実施するそれぞれの相談窓口等でDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、本人の意思や個人情報に留意しつつ連携します。	★	子育て支援課	関係機関との連携等により、早期に相談へ結びつけることができ、DV被害の現状把握と支援の情報提供に努める。	A		A	
								男女平等推進センター	①「DV被害者支援対応マニュアル」を随時見直し、適切な連携と支援に繋げる。 ②関係機関相互の情報共有を強化する。	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	03	被害者保護体制の充実・整備	6	DV緊急一時保護機能の充実	DV被害者の身の安全の確保や、問題の解決に向けた支援を充実します。夜間、休日等の安全確保については、警察と協力関係を強化し連携します。	★	子育て支援課	夫等の暴力により緊急避難が必要な母子及び女性を、母子生活支援施設、シェルター、ホテル等において一時保護する。	A		A	
								生活福祉課	DV被害者の相談を受け、女性センター(医療費のみ)宿所提供施設等において緊急一時保護を行なった。また、関係機関と連携して自立支援を行う。	B		A	
								西部生活福祉課	DV被害の相談を受けた要保護者に対して、宿所提供施設等において保護を行なった。また、関係機関と連携して自立支援を行なった。	A	宿泊提供施設・宿泊所での保護を実施。	A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	03	被害者保護体制の充実・整備	7	被害者の安全確保のための庁内連携	庁内窓口における個人情報の適正管理等、DV被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課の連携を強化します。	★	国民健康保険課	①総合窓口課からDV被害者等の情報提供を受け、国保の手続きが円滑に行えるように情報をシステムに登録。 ②子育て支援課と連携し、区内在住で住民登録をしていないDV被害者に国民健康保険証を発行。 ③住基システムの更新に際し、データ連携するシステムを使用。 ④国保システム内で各処理を行う際、注意表示が出るシステムを使用。 ⑤性的マイノリティの方の性別について、被保険者証裏面に記載。	B		A	
								介護保険課	相談グループの設置 相談・苦情対応を専門的に行う組織を課内に設置	B		A	
								子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターとして証明書を発行し、関係機関との連携を円滑に実施する。また、できる限り同行支援することで、被害者の精神的な負担を軽減し、より安全を保つようにする。	A		A	
								総合窓口課	「DV被害者等にかかる住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び交付等の支援措置」 ・DV被害者等からの申し出により、住民基本台帳の写しの閲覧及び交付について、被害者を保護するための支援措置を講じた。また、税務課・国保課・高齢者医療年金課・選挙・児童手当など関係課との連携、および他自治体への連携を確実にしている。 戸籍の点からは、届出書原本の写しを請求されることがあるため、被害者保護の観点から住所欄をマスキングする対応を取っている。	A		A	
								高齢者医療年金課	①DV被害者からの年金住所の登録手続き等は、池袋年金事務所に対応方法を相談するよう案内と連絡調整を図る。 ②高齢者医療被保険者からのDV被害の相談等については、適切な相談窓口を案内する。	B		A	
								生活福祉課	関係機関と連携を取り、警察を含むセーフコミュニティDVの防止対策委員会及び研修会に出席し、協力関係を強化している。	B		A	
								西部生活福祉課	関係機関との連携を取るとともに、警察を含むセーフコミュニティDVの防止対策委員会及び研修会に出席し、協力関係を強化した。	A	関係機関への相談・連携を図った。DVの防止委員会及び研修会に出席。	A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	3	DV専門相談の充実(再掲)	被害が潜在化したり、重度化する前に相談ができるよう、また被害者のこころのケアや適切な支援に結び付けていくために、女性に対する暴力に関する専門相談を充実させます。	★	子育て支援課	職員のDV相談に関するスキルアップを目指し、研修や講演会の積極的な参加をすすめ、適切な助言をする。必要によって都の専門相談へつなげるなどの支援も行うようにする。	B		A	
								男女平等推進センター	①DV専門相談の実施 ・月1回実施:午後・夜間 ・専門職(カウンセラー)による相談 ②DV相談専用電話の設置	B		D	「DV専門相談」は様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	4	相談窓口の充実(再掲)	日常生活で直面する様々な問題解決のための相談に対応します。また、外国人被害者や性的少数者の方への配慮を進めます。	★	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・婦人相談員と家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	A		A	
								男女平等推進センター	①一般相談の実施 月～土曜　9時～17時 ②専門相談の実施 ・法律・こころ・DV(再掲)：各相談　月2回 ・DV(再掲)：月1回実施 ③専門相談講座の実施 ④男性相談員の配置	C	③について 個人によって知りたい情報や相談内容が違うことで、講座が区民のニーズに合わず、参加者が少なかった。個々への対応は一般相談および専門相談で行えると判断した。 ④について 他区の男性相談の状況については、導入の区が少ないことや導入の区であっても相談件数が少ないという現状がある。そのため、今のところ導入は見送り、男性相談はウィメンズプラザを案内している。	D	①②④について 様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みではないため。
								区民相談課	区民相談 法律相談 人権身の上相談	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	8	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの設置について都に働きかけるとともに、様々な観点から必要な自立支援を行います。また、多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	★	子ども若者課	DV被害者の相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	B		A	
								生活産業課	就労に向けた適切な情報提供と、セミナーを開催(ただし、セミナー対象者として、DV被害者を想定していない)	B		A	
								高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	B		A	
								子育て支援課	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウスの利用し協力を得て精神的ケアをし、自立までの長期的な支援を実施する。	A		A	
								保育課	・保育所の利用 ・病後児保育、休日保育の利用	B		A	
								学務課	DV被害による避難者の子どもの就学手続きの際に、関係機関と連携し被害者の所在が明らかにならないように安全面に配慮した。	B		D	男女共同参画を意識する事業内容ではないため。
								男女平等推進センター	自立(就労)支援マニュアルの作成	C	各課からDV対応マニュアルを取り寄せ、検討した結果、子育て支援課作成の「ひとり親家庭のしおり」が自立支援マニュアルに相当し、かつ完成度が高いということで、これを代替とすることとした。	A	
								生活福祉課	母子生活支援施設での保護を実施した。また、児童関係の手当の申請援助や法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	B		A	
								住宅課	住宅確保を希望される方への入居支援	E	平成29年度に事業が終了	D	平成29年度に事業が終了
								西部生活福祉課	母子生活支援施設利用や児童関係手当等の申請アドバイスをした。また、法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行なった。	A	相談の段階で左記等をアドバイスするとともに、母子生活支援施設での保護の実施及び法テラスへの紹介案内を実施。	A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	9	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	★	長崎健康相談所	DV被害者の子ども如何にかかわらず、子ども相談(心理相談)として実施している。	B		A	
								子ども若者課	DV被害者の子どもに関する相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	B		A	
								保育課	・乳幼児健全育成相談、一時保育の利用 ・女性相談等関係部署との連携	B		A	
								学務課	就学援助制度により、DV被害者の子どもの就学に係る教育費軽減による支援を行う。	B		D	男女共同参画を意識する事業内容ではないため。
								指導課	関係各課と連携	B		B	
								健康推進課	DV被害者如何にかかわらず、子ども相談(心理相談)として実施している。	B		A	
								子育て支援課	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	A		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	10	関係課の連携による一貫した支援	被害者に必要な支援は、相談対応から保護、自立支援等と広範で多岐に渡るため、被害者への切れ目のない支援が必要になることから、被害者の状況に即して円滑に対応できるよう、関係課が連携し被害者のエンパワーメントにつながるよう一貫して支援します。	★	子育て支援課	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	A		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	11	職務関係者に対する研修の実施	区職員及び民生委員・児童委員等に対し、配偶者等の暴力に対する理解を深め適切に対応できるよう研修を行います。このことにより職務関係者の質的向上及び二次被害防止を図るとともに、区職員のメンタルヘルスにも配慮していきます。東京都等が実施する外部機関の職務関係者研修に、区関係職員の積極的参加を進め質的向上を図ります。		人材育成担当課長	区職員を対象にハラスメント防止についての研修を実施	B		A	
								子ども若者課	家庭を子どもが育つ環境として捉え、DV、母子保健に関わる研修などを、子ども施設に周知し、出席を促す。	B		A	
								子育て支援課	東京ウィメンズプラザの実施する職務関係者向けの研修等に相談員が積極的に参加し、資質の向上を図る。	A		A	
								男女平等推進センター	DV被害者等への適切な対応と関係機関の円滑な連携及び生活再建への的確な支援が図られるよう職務関係者研修を実施した。	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	04	被害者の自立支援	12	専門家等第三者のアドバイスによる支援能力の向上	相談員等の関係職員がDV被害者への対応について専門家等の助言を受ける機会をつくることにより、被害者への支援に第三者の意見を取り入れていきます。また、女性に対する暴力に関する相談員の育成システムを充実させます。		子育て支援課	区で対応した困難事例について東京都や専門機関に助言を求め、支援方針の決定を行う。	A		A	
								男女平等推進センター	DV被害者支援の対応に、第3者の意見を聞く仕組みを定着させ、的確な支援ができるように、専門家(第3者)として、DV専門相談員に一般相談員への助言を依頼した。	B		D	DV被害者支援の対象を様々な経緯により女性に限っているため、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みになっていないため。
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	06	配偶者等暴力防止施策の充実	13	配偶者等による暴力問題相談機関連絡会議の機能の強化	女性に対する暴力の問題解決に携わっている関係機関が連絡会議を開催する等により、個人情報の保護に十分留意しつつ、情報の交換や共有を行い被害者支援のための連携を強化します。		男女平等推進センター	①配偶者等による暴力問題相談機関連絡会議開催 ②セーフコミュニティDVの防止対策委員会開催	B		A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	06	配偶者等暴力防止施策の充実	14	苦情処理体制の充実	職務関係者からの対応に対する被害者からの苦情の申出については、男女平等推進センターの「苦情処理制度」における苦情処理委員が適切かつ迅速に調査検討を行い、結果は申立て人に対し説明します。また、「男女共同参画苦情処理制度」について周知します。		男女平等推進センター	苦情処理制度の周知	B	ホームページ、メルマガ等で広報。	A	
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	06	配偶者等暴力防止施策の充実	15	配偶者暴力相談支援センターの機能整備	配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するため、身近な窓口として配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。	★	子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターとして、男女平等推進センターと連携し定期的な連絡会議を実施する。	B		A	
								男女平等推進センター	配偶者暴力相談支援センターの運営	B		D	様々な経緯で、支援の対象を女性に限っており、男性に対しては同等の便益が及んでいないため。
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	06	配偶者等暴力防止施策の充実	16	配偶者等暴力防止基本計画の推進	計画の実効性を確保するため、計画事業の進捗状況の把握や点検を行い、計画の推進を働きかけるとともに、施策の充実を図るため配偶者等による暴力相談実態調査を実施します。	★	子育て支援課	DV相談の実態調査を実施するほか、関係機関の連携状況を記録する。	A		A	
								男女平等推進センター	配偶者等暴力防止基本計画事業の進捗管理	A		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
2	人権尊重と男女共同参画社会の意識づくり	07	人権尊重の啓発	17	区報をはじめとする区の刊行物及び区ホームページへの男女平等の視点の導入	広報等を行う際に男女平等に配慮した内容や表現にするためのガイドラインに基づき広報等が実施されるよう周知を図ります。		広報課	広報紙の編集上、イラストなどについても男女どちらかに偏ることがないよう考慮した。	B		A	
								男女平等推進センター	・啓発誌、広報紙、チラシ、パンフレット等の発行の際、男女平等の視点に立って作成 ・「男女共同参画の視点に立った広報ガイドライン」に基づき広報等が実施されるよう周知	A		A	
2	人権尊重と男女共同参画社会の意識づくり	07	人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり 人権尊重の啓発	18	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念及び暴力防止の普及啓発の促進	女性・子どもに対する性暴力を促進させるようなメディアの表現を受動的に受け止めることのないようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。また、ストーカーや性犯罪・性の商品化等人権を侵害する行為の発生防止に向け、職員の意識改革及び区民への啓発を進めます。被害者のための相談窓口の周知を図ります。		人材育成担当課長	・ハラスメント防止体制の周知および研修 ・職員意識調査の実施 ・昼休み相談窓口の開設 ・人材育成ニュースの活用	B		A	
								子育て支援課	人権尊重に係る啓発のチラシを相談窓口に設置する。	B		A	
								男女平等推進センター	内閣府「性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業」で、性暴力被害に遭った際に利用できる支援機関の情報を紹介する携帯電話用アプリケーションを制作した。	B		B	
								総務課	・広報としまによる各種人権相談の周知	B		A	
								区民相談課	ホームページなどによる被害者のための相談窓口の周知を図る	B		A	
2	人権尊重と男女共同参画社会の意識づくり	08	人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり 性の商品化・売買春のないまちづくりの推進	19	売買春のない安全・安心なまちづくりの推進	性風俗特殊営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。		防災危機管理課	環境浄化パトロールの実施	A		A	
								庶務課	・通学路合同点検 ・スクールガード養成講習会 ・警察署のスクールサポーターによる通学路の巡回指導	E	学務課に移管	D	学務課に移管
								学務課	・通学路合同点検 ・スクールガード養成講習会 ・警察署のスクールサポーターによる通学路の巡回指導	B		A	
								男女平等推進センター	民間と協力し、女性の人権尊重と安全・安心なまちづくりを推進していくための啓発の機会として、人通りの多い場所で、世界各地で行われている売買春を含む女性への暴力防止を訴えダンスを実施し、にぎわいのあるまちで多くの人にアピールした。	B		B	
								都市計画課	性風俗営業制限がある地区計画対象区域内における建築物及び広告物の届出物件に対し抑止を図った。	B		B	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
2	人権尊重と男女共同参画社会の意識づくり	08	人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり 性の商品化・売買春のないまちづくりの推進	20	人身取引の防止に関する普及・啓発	人身取引が、人権を侵害する深刻な犯罪行為である旨の普及・啓発を図ります。特に青少年や外国人女性が、こうした行為にまきこまれることのないよう、関係機関との連携により防止に努めます。		防災危機管理課	環境浄化パトロールの実施	A		A	
								子育て支援課	売春防止法に基づき、売買春の行為について、積極的に関わり女性の保護に努めた。	A		A	
								男女平等推進センター	人身取引の現状、人身取引は犯罪行為、人権侵害であることを知り、考える内容の映画を上映。	B	JKビジネスの講演会を実施した。えぽっく・めーかーでデジタル性暴力に関する記事を掲載した。	B	
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	21	妊産婦への支援の充実	母体の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産・育児支援を行うための母親学級を実施します。	★	健康推進課	○母親学級：平日3回1コース（子どものいる生活・歯科衛生指導・栄養指導・沐浴実習） ○ゆりかご・としま事業：妊娠期から子育て（就学前まで）の切れ目のない支援 ○としま育児サポート手帳ととしま育児サポーターによる産後支援 ○妊産婦歯科健康診査事業 ○としま見る知るモバイルでの情報発信	B		A	
								長崎健康相談所	母親学級の実施	B		A	
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	22	エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施	エイズや性感染症に関する相談・検査を行うとともに、AIDS知ろう館の活用やエイズ予防ネットワークを充実させながら、性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	★	健康推進課	○エイズ相談：HIV検査時や随時相談として、エイズに関する電話や来所相談を実施 ○HIV検査：通常検査9回、即日検査3回 ○性感染症検査	B		A	
								長崎健康相談所	電話・面接等相談	B		A	
3	性と生に関する健康支援	09	性と生に関する健康支援リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した健康支援の充実	23	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念の普及・啓発	性 に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念の普及に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	★	子ども若者課	○不健全図書類自動販売機設置状況調査（地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。結果に基づき行政が現地を確認し、東京都に報告） ○ふぉーてぃー（都エイズ対策事業）と協力し、中高生センター利用者に対しての意識啓発を行なう。	B	○不健全図書類自動販売機設置状況調査（地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。平成25年度以降は区内では確認されていない。結果を東京都に報告） ○ふぉーてぃー（都エイズ対策事業）、ピッコラーレが定期的に中高生センターを訪問し利用者への意識啓発を行なっている。	A	
								健康推進課	○エイズ知ろう館の運営：エイズ等に関する資料等の閲覧・貸し出し ○エイズ等予防教育の実施：区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○知ろう館通信の作成 ○妊孕力の啓発セミナーを実施 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、区内中学校への健康教育と啓発セミナーが実施できなかった。	A	
								長崎健康相談所	小中学校での健康教育	C	小学校では性に関する健康教育の実施は無いが、小中学校の養護教諭と養護部会通して感染症・健康トピックス等の情報共有の機会を設け連携しており、管轄地域の中学は「エイズ・性感染症予防」の講話を実施している。	A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
3	性と生に関する健康支援	10	性と生に関する健康支援生涯を通じた健康づくりの推進	24	各種健康診査の実施・普及啓発	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、各種の健康診査やがん検診等の実施、健康教室、講習会等を通じた普及啓発を行います。	★	地域保健課	1 高齢者医療確保法による健診　区内実施医療機関にて受診 ①特定健康診査・特定保健指導：40～74歳の区国保被保険者を対象に6月～1月実施（国民健康保険課より受託） ②長寿健康診査：後期高齢者医療制度の加入者を対象に8～12月実施（高齢者医療年金課より受託） 2 健康増進法による検診 ①歯周疾患検診：7月～11月実施　40・50・60・65・70・75・80歳　区内実施医療機関にて受診 ②骨粗しょう症検診：7月～11月実施　40・45・50・55・60・65・70歳の女性　区内実施医療機関にて受診 ③胃がん検診：通年実施　30歳以上　豊島健康診査センターにて胃部X線撮影 ④大腸がん検診：通年実施　30歳以上　採便後検体受付医療機関へ提出　便潜血反応検査 ⑤子宮頸がん検診：5月～1月実施　20歳以上偶数年齢女性　区内実施医療機関にて細胞診内診　30・36・40歳はHPV検査を同時実施 ⑥乳がん検診：5月～1月実施　40歳以上偶数年齢女性　区内実施医療機関にて問診、視・触診　豊島健康診査センターにてマンモグラフィ検査 ⑦肺がん検診：通年実施　40歳以上　豊島健康診査センターにて胸部X線撮影、胸部CT撮影及び該当者は喀痰検査 ⑧前立腺がん検診：6月～1月 50歳～74歳偶数年齢男性 区内実施医療機関にて血液検査 ⑨胃がんリスク検診（ABC検診）：6月～1月実施　40歳　区内実施医療機関にてピロリ菌検査・血清ペプシノゲン検査 ⑩胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）：8月～2月実施　20歳　区内実施医療機関にてピロリ菌検査 3 福祉健康診査：8月～12月実施 40歳以上の生活保護受給者等 4 豊島区B型・C型肝炎ウイルス検査：4月～2月　20歳以上で平成14年度以降一度も受診したことがない者 区内実施医療機関にて血液検査	B		A	
								健康推進課	○乳幼児健康診査 ○生活習慣病予防健診（20～39歳男性） ○健康教室 ○としま見る知るモバイルでの情報発信 等の機会を活用し集団指導にて対応。	B		A	
								長崎健康相談所	乳幼児健康診査	B		A	
3	性と生に関する健康支援	10	性と生に関する健康支援生涯を通じた健康づくりの推進	25	性差を考慮した保健サービスの充実	次世代を担う若い世代から更年期・高齢期まで女性の健康づくりや生活習慣病予防など、ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します。	★	健康推進課	○骨太健診 （20～39歳女性対象） 健康講座、骨密度測定、血液検査 ○女性のライフプラン形成のための相談事業	B		A	
								長崎健康相談所	女性の健康づくり教室を世代別に2コースで実施 女性の健康セミナーの実施	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
3	性と生に関する健康支援	10	性と生に関する健康支援生涯を通じた健康づくりの推進	26	健康情報発信スペースの充実“鬼子母神plus”	生涯を通じた女性の健康、子育て支援に関する情報のほか、若年層のためのこころとからだの健康情報、ワーク・ライフ・バランスや就労(女性の再就職を含む)に関する情報などを発信します。	★	男女平等推進センター	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	A		A	
								生活産業課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
								地域保健課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
								生活衛生課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
								健康推進課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
								長崎健康相談所	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	
								子育て支援課	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。	B		A	

①取り組みの実施状況評価
≪評価基準≫
A　「事業名」や「施策」に対して、想定以上の取り組みができた。
B　「事業名」や「施策」に対して、想定通りの取り組みができた。
C　「事業名」や「施策」に対して、取り組みは不十分であった。
D　取り組みはできなかった。
E　評価できない。

②男女共同参画への意識調査
≪評価基準≫
A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

目標2　多様な選択ができるまち

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
4	雇用の場における男女平等の推進	11	雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援	27	ハローワークとの連携による就職に関する情報提供	ハローワークや労働相談情報センター、東京都、東京しごと財団等との連携を図り、就職や労働に関する情報が、区役所等の施設においても入手できるようにしていきます。	★	男女平等推進センター	・情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて労働相談情報センターからの情報や啓発資料の提供を行った。 ・区HPにキャリア支援サイトをリンクした。 ・東京都労働相談情報センターとの共催でワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催	C	ワーク・ライフ・バランスフォーラムは東京都労働相談情報センターとの共催はなく、豊島区男女平等推進センター主催で実施。 想定よりもハローワークとの連携できていなかった。	B	
								生活産業課	①就職支援セミナー及び面接会の開催 ・女性再就職支援セミナー ・就活応援セミナー(年齢無制限) ふくしワーク就職フェア(福祉、保育のセミナー及び面接会) ・ヤング就活応援セミナー及びヤング就職面接会 ・就活力アップセミナー(ヤング) ・豊島区就職プロジェクト 　合同企業説明会 　セミナー、情報交換会 　合同企業面接会 　※都・人づくり人材確保支援事業補助金を活用した若者向け就職支援事業 ②各就職支援セミナー実施時の情報提供 ③生活産業課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいてのパンフレット類の配置	B		A	
4	雇用の場における男女平等の推進	11	雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援	28	女性の就労・起業に関する支援	関係機関と共に、起業等に関するセミナー・交流会を実施したり、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。また、起業に必要な経済支援のため、融資を斡旋し、信用保証料や利子の一部の補助を実施します。	★	生活産業課	①としまビジネスサポートセンターにおいて起業相談実施 ②ビジネスセミナーや勉強会の開催 ③女性のための交流会及び起業塾の実施 ④就職支援セミナー及び面接会の開催 ・女性再就職支援セミナー ・就活応援セミナー(年齢無制限) ・ふくしワーク就職フェア(福祉、保育のセミナー及び面接会) 　・ヤング就活応援セミナー及びヤング就職面接会 　・就活力アップセミナー(ヤング) 　・豊島区就職プロジェクト 　　合同企業説明会 　　セミナー、情報交換会 　　合同企業面接会 　　※都・人づくり人材確保支援事業補助金を活用した若者向け就職支援事業 ⑤起業融資のあっせん、利子補給 ⑥日本政策金融公庫新創業融資制度の利子補給 ⑦信用保証料補助の検討	B		A	
								男女平等推進センター	起業を目指している人を対象に、起業の基本と応用を学び、ビジネスとして展開できるように支援する。参加者間の交流を深め、新たな支援の発見やネットワーク作りのきっかけをつくる。	E	起業に関する事業は、生活産業課へ移管したため。	D	起業に関する事業は、生活産業課へ移管したため。

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
4	雇用の場における男女平等の推進	12	雇用の場における男女平等の推進	29	均等待遇、セクシュアル・ハラスメントに関する啓発・相談の充実	セクハラ、マタハラ等ハラスメント防止のための啓発・周知を図るとともに、安心して相談できる相談体制を充実させ、問題解決に向けて対応します。		人材育成担当課長	・ハラスメント防止体制の周知および研修 ・職員意識調査の実施 ・昼休み相談窓口の開設 ・人材育成ニュースの活用	B		A	
								男女平等推進センター	①国、東京都等の周知・啓発パンフレットの窓口配布 ②一般相談の実施 ③専門相談の実施(法律・こころ・DV)	B		B	
								指導課	区立学校に働くすべての人権に配慮した良好な勤務環境を維持し、職務能率の向上を図ることを目的に、セクシャルハラスメントを含むハラスメント全般の防止及び排除の措置等を定めた「区立学校等におけるハラスメント防止に関する要綱」を平成27年1月14日に制定し、教職員のみならず、委託業務従事者等も含めた相談窓口を整備している。	B		B	
								庶務課	区立学校に働くすべての人権に配慮した良好な勤務環境を維持し、職務能率の向上を図ることを目的に、セクシャルハラスメントを含むハラスメント全般の防止及び排除の措置等を定めた「区立学校等におけるハラスメント防止に関する要綱」を平成27年1月14日に制定し、教職員のみならず、委託業務従事者等も含めた相談窓口を整備している。	E	指導課に移管	D	指導課に移管
								教育センター	区立学校に働くすべての人権に配慮した良好な勤務環境を維持し、職務能率の向上を図ることを目的に、セクシャルハラスメントを含むハラスメント全般の防止及び排除の措置等を定めた「区立学校等におけるハラスメント防止に関する要綱」を平成27年1月14日に制定し、教職員のみならず、委託業務従事者等も含めた相談窓口を整備している。	E	指導課に移管	D	指導課に移管
4	雇用の場における男女平等の推進	12	雇用の場における男女平等の推進	30	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「ポジティブ・アクション」や「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	★	生活産業課	生活産業(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行っている。	B		A	
								男女平等推進センター	・ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催 ・情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて資料の提供を行った。 ・区HPにポジティブ・アクションに関するサイトをリンクしている。	B		A	
4	雇用の場における男女平等の推進	12	雇用の場における男女平等の推進	31	区内企業との協働・連携の推進	区内の企業の現状を把握するため、定期的に懇談会を行ったり、ワーク・ライフ・バランスやセクハラ、マタハラの防止等企業向けの講座を実施します。	★	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催	B		A	
								生活産業課	豊島産業協会が実施する、男女雇用均等法や労働基準法に関する講座に対しに補助金を支出した。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	13	ワーク・ライフ・バランスの推進	32	ワーク・ライフ・バランス推進企業等優良企業についての情報提供、普及・啓発の実施	両立支援に積極的に取り組んでいる企業を区HPや広報等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	★	生活産業課	生活産業課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの普及パンフレットや講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行っている。	B		A	
								男女平等推進センター	企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業 ・ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施 ・区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載。	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	13	ワーク・ライフ・バランスの推進	33	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランス推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために策定した特定事業主行動計画＊をさらに充実させ、実効力のあるものにしていきます。		人事課	特定事業主行動計画の推進	B		B	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	13	ワーク・ライフ・バランスの推進	34	「一般事業主行動計画」の普及・推進	区内経済団体等と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づいた「一般事業主行動計画」の策定を推進するとともに、事業者や従業員に対し普及・啓発を推進し浸透を図ります。	★	男女平等推進センター	企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業 ・ワーク・ライフ・バランスフォーラム開催 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施 ・区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	35	多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知	子育て訪問相談事業・育児支援ヘルパー事業・一時保育事業・定期利用保育事業・こんにちは赤ちゃん事業・育児相談・子育てひろば・子ども家庭支援センターの充実・周知を図ります。	★	地域区民ひろば課	保護者と乳幼児の交流、情報交換の場として、全22地区で子育てひろばを設置。父親の育児参加のための講座等を開催し、子育て支援の充実を図る。	A		A	
								健康推進課	○こんにちは赤ちゃん事業(生後4ヶ月までの全戸訪問) ○出張育児相談(管内5箇所に出張し育児相談を実施) ○母乳教室(母乳育児の支援・卒乳支援のグループワーク) ○としま育児サポート事業:助産師による赤ちゃん訪問のフォロー事業	B		A	
								長崎健康相談所	こんにちは赤ちゃん訪問事業 母乳・卒乳教室 出張育児相談 子育て講演会	B		A	
								子育て支援課	○育児支援ヘルパー事業:保護者の体調不良などで手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事を支援した。 ○一時保育事業:家庭での保育が一時的に困難な場合に、子どもを1時間500円で預かり保育を実施した。 ○相談事業:18歳までの子どもと保護者などの相談に応じ、問題解決に向けての支援を行った。 ○親子遊び広場:子どもを遊ばせながら、保護者同士の交流や子育てに関する相談を受けた。	A		A	
								保育課	・乳幼児健全育成相談事業 　家庭で子育てをする親に対して、保育園が電話等による子育て相談に応じたり、体験保育の機会を提供する。 ・一時保育事業 　家庭で子育てをする親に対して、育児疲れ・通院・PTA等一時的に保育が困難な時に保育園で預かる。また、待機児童対策として、一時保育一体型定期利用実施施設を開所した。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	36	子育て支援ニーズ調査	保育ニーズをはじめとする子育てに関する要望等を調査し、施策への反映を図ります。		子ども若者課	「豊島区子どもプラン」策定のために5年ごとに実施。	A		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	37	子育て支援ネットワークの充実	地域の子育て関係機関などとネットワークを構築し、子育て事業の共同開催や事業協力・情報交換を行います。また、子育て講座の開催や情報誌の発行などの取り組みを進めます。	★	子育て支援課	地域組織化活動・区民との協働により地域全体で子育てをする環境作りを推進した	A		A	
								社会福祉協議会	高齢者・障がい者の就労支援への協力	B		B	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	14	子育て支援の充実	38	子育てにやさしいまちづくりの推進	区施設をはじめとして施設面の改善（ベビーベッド、授乳室、トイレ内ベビーチェア等の設置）とともに、誰でも安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの普及・啓発及び道路・公園等の整備を行います。また、遊休不動産を活用し、子育てしながら働き続けられるまちの実現を図ります。	★	子育て支援課	新庁舎整備に当たり、親子連れで来庁する方のためにキッズコーナー、授乳室、ベビーベッド等を設置する。	A		B	
								公園緑地課	高田小跡地公園整備	B		B	
								施設整備課	区施設のうち主管課から要望にもとづき、施設利用者の利便に配慮し、可能な限り「だれでもトイレ」を設置するとともに、「トイレ内にベビーキーパー、ベビーシート（おむつ交換台）」を設置する。	B		A	
								建築課	豊島区福祉のまちづくり整備要綱に基づく審査事務	B		A	
								道路整備課	区道のバリアフリー化の促進など	A		B	
								住宅課	リノベーションまちづくり事業（遊休不動産である空間資源と潜在的な地域資源の活用により、都市・地域経営課題を解決し、住んで子育てして、働きながら暮らし続けられるまちの実現をめざす。）	E	平成29年度に事業が終了	D	平成29年度に事業が終了
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	39	保育所の運営・整備	保護者の仕事と育児の両立を支援し、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため、認可保育施設を整備・運営し、延長保育、産休明け保育、障害児保育等の実施により多様化する保育ニーズに対応します。また、待機児童の集中する2歳までの受入数拡充のため、小規模保育所等の地域型保育事業の充実を図ります。	★	保育課	・保育所の運営 ・保育所の大規模改修	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	40	病後児保育・休日保育事業の充実	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、病気回復期の保育や休日保育等を充実させていきます。	★	保育課	・病後児保育 「病気の回復期」等で集団保育に適さない園児を一時的に預かる。 ・休日保育利用 保護者が休日の単発的な就労等の場合、認可保育所で保育する。	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	41	学童クラブの運営	子どもスキップと児童館における学童クラブ運営の充実を図ります。	★	放課後対策課	保護者の就労等の事由により、保護が受けられない小学校児童を対象に、放課後等の生活の場として学童クラブを運営し、保護者の家庭生活と職業生活の両立を支援する。	A		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	15	育児と仕事を両立させるための環境整備の推進	42	地域での子育て支援の充実	区民による相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	★	子育て支援課	○子育て中の家庭を支援するため「子育ての手助けをしてほしい区民(利用会員)」と「手助けができる区民(援助会員)」からなる会員制ボランティア組織の運営。区は事務局として会員間の橋渡しをした。 ○産後サポーター事業:産後の母体回復のため、昼間援助が得られない方に有償ボランティアが家事や育児の手伝いをした。	B		A	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	16	介護を支える環境整備の推進	43	安心して介護できる体制づくり	質・量ともに充実した介護サービスを提供することで、介護者が要支援、要介護者の日常生活を支えながら仕事を継続したり、社会参加できる体制を整備していきます。		福祉総務課	・特別養護老人ホーム、地域密着型サービス拠点等を整備する社会福祉法人等に対して、その費用の一部を助成し、高齢者施設の整備促進を図る。	B		A	
								高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用に関する総合相談・苦情対応を行う。 認知症高齢者の介護者向けに介護講座を開催した。介護者の会を5か所に立上げ、介護者同士の情報交換や交流の場になっている。	B		A	
								障害福祉課課長	介護者や家族の負担軽減事業 (重度身体障害者緊急通報システム、日常生活用具及び設備改善、日中一時支援、紙おむつの支給、おむつ購入費の助成を進める)	B		A	
								介護保険課	○介護保険事業計画推進会議 ○事業者連絡会の運営	B		B	
5	家庭生活と仕事の両立支援の推進	16	介護を支える環境整備の推進	44	介護者の状況等に関する実態調査の実施	介護者の負担や介護についての要望等を把握するため、実態調査を実施し、介護サービスの基盤整備等の施策へ反映させていきます。		介護保険課	平成31年度実施予定	B		B	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
6	地域活動への参加の推進	17	地域生活・地域活動への男女共同参画の推進	45	環境・文化等地域活動における男女共同参画の推進	地域における各分野の活動の方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画を進め、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。		区民活動推進課	区民グループによる自主的活動を支援するため、有識者および公募区民からなる区民活動支援事業補助金審査委員会を設置し、同補助金への申請について、公益性等を踏まえた審査を行う。	A		A	
								文化デザイン課	文化事業にかかる審議会、委員会	B		B	
								文化観光課	イベント実行委員会(区の共催事業)において、女性の参画を働きかける。	B		B	
								環境政策課	「グリーンとしま」再生プロジェクト事業 「グリーンとしま」再生プロジェクト実行委員会開催	B		B	
								社会福祉協議会	区民ミーティングの実施	A		A	
								としま未来文化財団	文化カレッジ、地域文化事業、地域協働事業の実施	B		B	
6	地域活動への参加の推進	17	地域生活・地域活動への男女共同参画の推進	46	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。		防災危機管理課	新しい地域防災計画に基づいた、標準の救援センター運営マニュアルを順次作成	A		A	
6	地域活動への参加の推進	17	地域生活・地域活動への男女共同参画の推進	47	まちづくり計画への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進	ワークショップでの意見を取り入れるなど、まちづくりの計画に男女の意見がバランスよく反映できるように工夫し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公園や道路整備など、必要なまちづくりを進めます。		道路整備課	区道のバリアフリー化の促進など	A		B	
								公園緑地課	「上池袋東公園運営協議会」(13名:女性4名、男性9名) 例会 年4回 「南長崎はらっぱ公園を育てる会」 (21名:女性5名 男性16名) 「旧高田小公園計画検討会」(40名:女性19名 男性21名) 「南長崎スポーツ公園管理運営協議会」(25名:女性4名 男性21名)	B		B	

①取り組みの実施状況評価
≪評価基準≫
A　「事業名」や「施策」に対して、想定以上の取り組みができた。
B　「事業名」や「施策」に対して、想定通りの取り組みができた。
C　「事業名」や「施策」に対して、取り組みは不十分であった。
D　取り組みはできなかった。

②男女共同参画への意識調査
≪評価基準≫
A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

目標3　学び参画するまち

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞（評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞（評価がDの場合）理由
7	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	18	学校における男女平等教育・学習の推進	48	「豊島区教育ビジョン」への男女平等教育の明確な位置付けとそれに基づく学校教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込み、教育課程への位置付けを図るとともに、望ましい男女共同参画社会の実現にむけた男女混合名簿の活用や男女共同参画推進条例パンフレットの配付など、学校における男女平等教育を保護者の協力を得ながら推進していきます。		指導課	男女平等教育を含めた人権教育の位置付け （教育委員会の教育目標の重点に、人権教育の推進を位置付けている。） （人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育の推進を図る。）	B		B	
								男女平等推進センター	・男女混合名簿の継続のチェック ・毎年小学校4年生向けに男女共同参画推進条パンフレットの配付	B		A	
7	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	18	学校における男女平等教育・学習の推進	49	教職員に対する研修の充実	人権教育研修会等において男女共同参画を計画的にテーマに取り上げ、固定的な性別役割分担意識が子どもたちに伝達されることのないよう、教職員の言動等、隠れたカリキュラムの点検を通して男女平等教育の指導に反映させます。		指導課	研修会等において男女共同参画を計画的にテーマに取り上げる。	B		B	
7	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	18	学校における男女平等教育・学習の推進	50	男女平等教育の指導の推進	教職員の男女共同参画意識を高め、男女平等教育の一層の指導を進めます。		指導課	男女平等教育を含めた人権教育の推進（人権尊重の理念の下、学校教育全体を通じて男女平等教育を含めた人権教育を効果的に推進する。）	B		B	
7	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	19	家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発	51	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。		男女平等推進センター	○講座は、ワークショップ等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会の提供に努めた。 ○啓発誌「えぽっく・めいかー」 表紙の絵は公募区民の作品とした。 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施。 ○ホームページを活用し広報活動を充実させた。	B		A	
7	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	19	家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発	52	「男女共同参画推進条例」「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画推進行動計画」の積極的な周知・啓発	条例・都市宣言・行動計画の内容の周知・啓発のため、区民・事業者と一体となって取り組める「男女共同参画週間」や「都市宣言記念週間」などの行事を実施します。		男女平等推進センター	○国の6月の男女共同参画週間に合わせて6月12日～15日の間、「エポック10フェスタ2014（男女共同参画週間）」を実施。 庁舎ロビー展示や談話室ロビー展示を実施。 ○2月には本庁ロビーにて都市宣言記念週間パネル展示を実施。3月21日には都市宣言記念週間講演会を開催し、都市宣言について積極的に周知、啓発した。	B		A	
7	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	19	家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発	53	インターネット等を活用した情報提供の充実	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。		男女平等推進センター	男女平等推進センターのメールマガジンを発行し、広く情報提供につとめた。	B		A	
8	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	20	自主的な活動への支援とネットワーク化の推進	54	男女平等推進センターにおける交流コーナーの充実	区民の自主的な学習・交流を行えるコーナーを提供し、充実していきます。		男女平等推進センター	広く区民が集い交流のきっかけとなる場として、またネットワークを広げるための場と機会を提供するため、自主的な学習・交流を行うためのコーナーを提供した。 ○大テーブル（10名程度） ○中テーブル（6名程度） ○小テーブル（2～3名程度）	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
8	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	20	自主的な活動への支援とネットワーク化の推進	55	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。		男女平等推進センター	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度を活用し、活動場所や情報提供の支援を行った。 ○交流の促進を図るため、登録団体が一堂に会する交流会を実施した。	B		A	
8	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	20	自主的な活動への支援とネットワーク化の推進	56	区民企画事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関わる活動・学習をしている区民、団体が企画する各種講座、後援・共催事業を協働で実施し、区民の学習の機会の充実とグループの育成を目指します。		男女平等推進センター	○国が定める男女共同参画週間に合わせたイベント「エポック10フェスタ2014」として実施。登録団体から募った実行委員及びセンター運営委員で構成する実行委員会が企画運営した。 ○登録団体との共催事業 ○区民企画運営講座 講座の企画運営のため、公募区民による区民企画会議を開催した。	A		A	
								学習・スポーツ課	・家庭教育講座 区立小・中学校PTAが企画・運営して講座を開催。 ＊平成28年度から所管が学習・スポーツ課より庶務課へ移っている。	B		A	
8	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	20	自主的な活動への支援とネットワーク化の推進	57	学習グループ間の交流や学習機会を提供・支援するコーディネーター機能の充実	学習の拠点施設として、男女共同参画社会の実現に関わる学習をしているグループに対し、グループ間の交流の場の提供や学習機会を提供・支援するコーディネーター機能の充実を図ります。		男女平等推進センター	登録団体に共催事業意向調査を前期・後期の2回に分けて行い、8団体が希望した。	B		A	
								男女平等推進センター	登録団体に共催事業参加募集を前期・後期の2回に分けて行い、前期4団体、後期4団体、計8団体が参加、男女共同参画に関する様々なテーマで講座を開催した。	B		A	
8	学習・啓発による男女共同参画意識の向上	20	自主的な活動への支援とネットワーク化の推進	58	区内の大学等と連携した男女共同参画事業の実施	区内の大学等との連携により学習活動の支援について検討します。また、大学を拠点に活動する団体との共催事業を推進します。		男女平等推進センター	共催事業にて区内大学で活動するグループとの連携をはかった。	B		A	
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	21	政策・方針決定の場への女性の積極的な登用	59	「附属機関等の委員公募等に関する基本方針」の実施状況把握と推進	「附属機関等の委員公募等に関する基本方針」に基づき、公募委員の登用を構成員の25%に近づけるとともに、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。		男女平等推進センター	①第3次プラン(行動計画)の実施状況調査により審議会等における女性の登用状況を把握 ②全課に対し、審議会等の女性委員比率改善に向けた取組み強化について依頼 ③「豊島区女性人材登録制度」の活用促進 ④女性活躍を推進するために管理職・係長研修実施	B	平成30年2月「審議会等における女性委員比率向上計画」策定	A	
								企画課	審議会等設置状況等調査：附属機関等の委員公募等に関する基本方針において、「女性委員の積極的な登用を推進し、男女いずれか一方が40%未満となることがないように努める。」とし、平成13年4月1日から適用している。これに基づき、全庁対象に女性委員の選任状況を調査するとともに、政策・方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう呼びかけた。	B		B	
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	21	政策・方針決定の場への女性の積極的な登用	45	環境・文化等地域活動における男女共同参画の推進(再掲)	地域における各分野の活動の方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画を進め、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。		区民活動推進課	区民グループによる自主的活動を支援するため、有識者および公募区民からなる区民活動支援事業補助金審査委員会を設置し、同補助金への申請について、公益性等を踏まえた審査を行う。	A		A	
								文化観光課	イベント実行委員会(区の共催事業)において、女性の参画を働きかける。	B		B	
								環境政策課	「グリーンとしま」再生プロジェクト事業 「グリーンとしま」再生プロジェクト実行委員会開催	B		B	
								社会福祉協議会	区民ミーティングの実施	A		A	
								としま未来文化財団	文化カレッジ、地域文化事業、地域協働事業の実施	B		B	
								文化デザイン課	文化事業にかかる審議会、委員会	B		B	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	21	政策・方針決定の場への女性の積極的な登用	46	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、女性の意見がより反映される仕組みをつくります。		防災危機管理課	新しい地域防災計画に基づいた、標準の救援センター運営マニュアルを順次作成	A		A	
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	21	政策・方針決定の場への女性の積極的な登用	47	まちづくり計画への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進（再掲）	ワークショップでの意見を取り入れるなど、まちづくりの計画に男女の意見がバランスよく反映できるように工夫し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公園や道路整備など、必要なまちづくりを進めます。		公園緑地課	「上池袋東公園運営協議会」（13名：女性4名、男性9名） 例会 年4回 「南長崎はらっぱ公園を育てる会」 （21名：女性5名 男性16名） 「旧高田小公園計画検討会」（40名：女性19名 男性21名） 「南長崎スポーツ公園管理運営協議会」（25名：女性4名 男性21名）	B		B	
								道路整備課	区道のバリアフリー化の促進など	A		B	
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	22	管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大	60	女性職員の昇任選考受験者・女性管理職の増加	ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性も管理職をめざすことのできる長時間労働等の解消等、働きやすい環境の整備を行い、女性職員に昇任選考の積極的な受験を働きかけます。		人事課	係長職昇任選考（一般）、主任主事昇任選考（短期）会場において、希望する受験者の乳幼児保育を実施し、受験の機会に配慮した。	B		A	
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	22	管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大	61	女性人材のネットワーク化	区内事業所の女性従業員と区内在住の働く女性のネットワークをつくり、情報交換の場を提供します。	★	生活産業課	女性のための交流会及び起業塾の実施	B		A	
								男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスフォーラム後、フォーラム参加者の交流会を開催	E	女性人材のネットワーク化は、生活産業課が実施している女性のための交流会及び起業塾に一本化した。	D	女性人材のネットワーク化は、生活産業課が実施している女性のための交流会及び起業塾に一本化した。
9	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	22	管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大	62	職員の採用・育成・登用における男女平等の実現及び男女の職域拡大	「人材育成計画」に基づき、男女の別なく多様な職場、数多くの分野の職務を経験する育成ローテーションを実施するとともに、個人の能力・適性に応じた職員配置に努めます。		人事課	職員の採用・育成・登用を男女平等に行った。	B		A	

①取り組みの実施状況評価
≪評価基準≫
A　「事業名」や「施策」に対して、想定以上の取り組みができた。
B　「事業名」や「施策」に対して、想定通りの取り組みができた。
C　「事業名」や「施策」に対して、取り組みは不十分であった。
D　取り組みはできなかった。

②男女共同参画への意識調査
≪評価基準≫
A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

目標4　すべての人が安心していきいきと暮らせるまち

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞（評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞（評価がDの場合）理由
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	63	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発	父親が参加する両親学級や育児講座で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育児参加の推進・啓発を行います。	★	健康推進課	○パパママ準備教室：土の半日コース（プレパパの沐浴実習・妊婦体験等）	B		A	
								長崎健康相談所	パパママ準備教室の実施（長崎健康相談所では未実施）	B		A	
								子育て支援課	○パパの応援講座 ・父親の役割を（再）認識してもらい子育てを楽しむ ・家事の参加等、夫婦二人で育てる意識を持ってもらう ・センター機能を知ってもらい利用につなげる ・ふれあい遊びを紹介することで親子で楽しむきっかけ、参考にしてもらう ・父親同士の交流を図り、育児の情報交換をしたり、地域の知人を増やす	A		A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	64	中・高年の活動支援	定年後の社会参加促進を目的とした各種講座の開催を通じ、男性の活力を地域に活かせるような取組を支援します。		地域区民ひろば課	シニア世代を対象に、地域デビューの先駆けとなる当講座を実施し、「ゆるやかな運営協力員」として、区民ひろばへの参画を促すとともに、地域を活性化する人材として育成する。	A		A	
								高齢者福祉課	介護予防サポーターの養成講座を実施し、介護予防事業のサポートや普及啓発活動を行った。 また、元気あとおし会員に登録しボランティア活動を行った。 「男性のためのサクセスフルエイジング講座」を実施し仲間づくり、講座終了後の活動へ動機づけを行う。	B		A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	65	男性の参画を積極的に促す講座の展開	家庭・地域における男性の参画を進める講座を企画し、実施します。開催形態を工夫するなどして、男性の参画を促進します。	★	男女平等推進センター	①WLBフォーラムの開催 ②男性の料理講座の開催 （共催事業） ③男性学＆男性の健康講座の開催 （共催事業）	B		A	
								学習・スポーツ課	発達段階に応じたキャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を行います。	B		A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	23	男性にとっての男女共同参画の推進	66	男性の心身の健康の推進	男性の心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	★	区民相談課	男性からの相談場所として、保健所や東京ウィメンズプラザを案内した。	B		A	
								高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	B		A	
								健康推進課	○パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	B		A	
								長崎健康相談所	メタボリックシンドローム予防教室の実施 男性の健康セミナーの実施	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	24	子どもにとっての男女共同参画の推進	67	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットや携帯電話の普及により、メディア上の性暴力等の有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組を進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。		防災危機管理課	未実施	E	総務課へ移管	D	総務課へ移管
								子ども若者課	青少年育成委員を対象に、東京都青少年・治安対策本部実施事業「ネット等の性被害（児童ポルノ）根絶等の啓発講演会」を開催	B	青少年育成委員対象に「SNS・ネットいじめ・友だち関係に悩む子どもたち」についての講演会を令和元年度に実施。	A	
								指導課	学校における情報教育の推進 （学習指導要領及び平成22年10月文部科学省発行の「教育の情報化に関する手引きについて」に基づき、各学校で情報教育の全体計画を作成、情報教育について指導の充実を図る。）	B		B	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	24	子どもにとっての男女共同参画の推進	68	学校における性教育の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実させます。		指導課	学校における性教育の充実（学習指導要領及び平成16年3月東京都教育委員会発行の「性教育の手引き～中学校編～」に基づき、毎年作成される各学校の全体計画を踏まえて、性に関する指導の充実を図る。）	B		B	
								健康推進課	○中学校AIDS予防教育にて、性差に捉われない生命尊重を指導	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、区内中学校への健康教育と啓発セミナーが実施できなかった。	A	
								長崎健康相談所	小中学校での健康教育	C	小学校では性に関する健康教育の実施は無いが、小中学校の養護教諭と養護部会通して感染症・健康トピックス等の情報共有の機会を設け連携しており、管轄地域の中学は「エイズ・性感染症予防」の講話を実施している。	A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	24	子どもにとっての男女共同参画の推進	69	子どもの虐待防止のための取り組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を設置し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。		子育て支援課	○「豊島区要保護児童等対策地域協議会」の運営 ・児童虐待通告の受理 ・関係機関とのネットワークの構築 ・問題解決に向けての支援 ・虐待防止のための調査・研究、普及・啓発 ・養育家庭体験発表会開催	A		A	
10	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進	24	子どもにとっての男女共同参画の推進	70	ライフコースを見通した総合的なキャリア教育の推進	次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、将来の夢や希望が実現できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。		指導課	キャリア教育の推進（学習指導要領及び平成23年5月文部科学省発行の「小学校キャリア教育の手引き」「中学校キャリア教育の手引き」に基づき、毎年作成される各学校の全体計画を踏まえて、キャリア教育の推進を図る。）	B		B	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	25	高齢者の自立した生活の支援	71	単身高齢者の自立支援	単身高齢者、とりわけ経済的な問題を抱えることが多い単身高齢女性の状況等に配慮し、自立した生活の支援に向けての施策の検討を進めます。		地域区民ひろば課	単身高齢者のみを対象とした事業ではないが、単身高齢者も参加できる事業を数多く企画・実施し、孤立の防止、仲間づくり及び生きがいづくりなどに資する。 食事会や茶話会及び料理教室の開催、脳トレ・筋トレの実施、カラオケ・民謡・フォークソングなどの会の開催ほか	A		A	
								高齢者福祉課	単身高齢者に対し、福祉電話貸与・緊急通報システム・寝具乾燥など、各種サービスを実施する。	B		A	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	25	高齢者の自立した生活の支援	72	高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるよう、高齢者虐待や消費者被害への対応を進めます。		防災危機管理課	青色防犯灯付きパトロール車による広報活動	A		A	
								生活産業課	消費生活相談、ヤミ金・サラ金相談；月～金曜日、午前9時30分～午後4時（祝日、年末年始は除く）	B		A	
								高齢者福祉課	見守り訪問事業 ヘルパー等の定期的なサービスを利用していない高齢者で地域包括支援センター職員が日頃の相談の中で見守りの必要性が高いと判断した高齢者の見守りを行う。 見守りと支えあいネットワーク事業	B		A	
								社会福祉協議会	福祉サービス権利擁護事業	B		A	

重点課題No.	重点課題	施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
										評価	＜記述欄＞ （評価がC、D、Eの場合）理由	評価	＜記述欄＞ （評価がDの場合）理由
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	26	障害者の自立した生活の支援	73	障害者の自立支援	就労支援をはじめ、障害のある人が積極的に社会参画できるよう支援策の検討を進めていきます。また、相談業務等を通じて家族等への支援を進めます。さらに、障害者差別解消法を推進していくため、啓発を進めます。		社会福祉協議会	高齢者・障がい者の就労支援への協力	B		B	
								障害福祉課	・障害者就労支援事業 （障害者の一般就労を推進し安心して働き続けられるよう、就労支援員を配置し、就職に向けた実習や就労支援・就労に伴う生活支援を一体的に提供する） ・障害者公園清掃委託事業 （障害者の工賃アップ及び就労意欲の向上のために公園清掃委託を行う） ・心身障害者福祉センター福祉事業 （積極的に社会参画できるよう、障害に関する相談に応じる） ・3か所の障害支援センターにおいて相談業務を実施。 ・社会参画支援事業 （移動支援、日中一時支援、自動車教習費助成、福祉タクシー、燃料費助成等を進める）	B		A	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	70	ライフコースを見通した総合的なキャリア教育の推進（再掲）	次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、将来の夢や希望が実現できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。		指導課	キャリア教育の推進（学習指導要領及び平成23年5月文部科学省発行の「小学校キャリア教育の手引き」「中学校キャリア教育の手引き」に基づき、毎年作成される各学校の全体計画を踏まえて、キャリア教育の推進を図る。）	B		B	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	74	働きづらさ、生きにくさを感じている女性への支援	さまざまな人間関係のトラブルや心身の不調、悩みをかかえながらも「働きたい」、「自分らしく生きたい」と前向きに考えている女性への積極的な支援に取り組みます。	★	健康推進課	○様々な相談には随時相談として対応。主訴により、こころの相談や健康相談等事業紹介や医療機関等関係機関をご案内。	B		A	
								長崎健康相談所	電話・面接等相談	B		A	
								子育て支援課	障害者福祉課や高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施。	A		A	
								男女平等推進センター	一般相談及び専門相談（法律・こころ・DV）の実施	B		D	一般相談及び専門相談は、様々な経緯により対象を女性に限る必要性があり、男性に対しても等しく便益が及ぶことを想定した取り組みになっていないため。
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	75	ひとり親家庭への自立支援	経済的困難に陥りやすいひとり親家庭に対し就労支援等を行います。	★	子育て支援課	母子家庭等自立支援給付事業を実施し、母子家庭の母が安定した就労に付けるよう支援している。 また、経済的な支援が必要なひとり親に、母子・父子福祉資金の貸付を実施した。	A		A	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	76	ひとり親家庭への文化的支援	経済的及び精神的にゆとりをもちにくく、文化活動に参加しにくいひとり親家庭が気軽に文化芸術に接する機会を持てるよう取組を進めます。	★	文化デザイン課	文化事業の実施	B		B	
								社会福祉協議会	親子ふれあい助成事業 ・施設利用料や交通費の一部を助成	A		A	
								としま未来文化財団	女性応援プロジェクトの実施	B		B	
11	高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	27	生活上の様々な困難を抱える人々への対応	77	性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人々への理解の促進	性的少数者への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。		総務課	・広報としまによる人権問題に関する啓発	B		A	
								男女平等推進センター	広く区民に対し、セクシュアル・マイノリティの人々への理解を促進するため、啓発講座を開催した。	A		A	

①取り組みの実施状況評価
≪評価基準≫
A　「事業名」や「施策」に対して、想定以上の取り組みができた。
B　「事業名」や「施策」に対して、想定通りの取り組みができた。
C　「事業名」や「施策」に対して、取り組みは不十分であった。
D　取り組みはできなかった。

②男女共同参画への意識調査
≪評価基準≫
A　男女共同参画の視点に立って取り組むことができた。
B　男女共同参画の視点に立った取り組みが不十分であった。
C　男女共同参画の視点を全く意識していなかった。
D　評価できない。

プランの積極的な推進

施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
								評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
28	男女共同参画社会の実現に向けての情報収集・提供、調査・研究の充実	78	男女平等や男女共同参画に関する意識調査・実態調査の実施	区民への意識啓発の観点も含め、定期的に男女平等や男女共同参画に関する意識調査を実施・分析し、公表していきます。また、豊島区の男女平等や男女共同参画に関する実態を把握し、社会の変化に即応した解決の方向性を明確にするため、定期的に実態調査を実施・分析し、公表します。		男女平等推進センター	未実施	B	令和2年度 「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施	A	
28	男女共同参画社会の実現に向けての情報収集・提供、調査・研究の充実	79	男女平等推進センターにおける資料収集及び情報提供	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する資料や情報を収集し、提供します。		男女平等推進センター	・インターネットで行われる国、東京都の最新情報の提供及び国、地方公共団体等の情報誌、啓発誌などの情報収集を行った。 ・女性情報等定期刊行物や新聞の関連記事の切り抜きなどによる情報提供を行った。 ・インターネット活用による情報提供ができるよう、情報・交流コーナーにパソコンを配置している。 ・メールマガジンを発行して情報提供を行った。	B		A	
28	男女共同参画社会の実現に向けての情報収集・提供、調査・研究の充実	80	男女別統計の推進	区の施策が区民に及ぼす影響を男女別に把握することで、男女のニーズの違いを明確にし、施策に反映できるよう各種調査・白書等は男女別に集計・公表を行うよう努めます。		男女平等推進センター	・「としま男女共同参画推進プラン」の実施状況調査における男女共同参画配慮項目の設定及び男女別統計実施状況の調査 ・全課に対し、各調査・白書等における「男女別統計」の集計及び公表について依頼	B		A	
29	男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進	81	男女共同参画に関する職員等の意識・実態調査の実施	区職員及び教職員の意識・実態調査を行い、意識啓発の観点も含めてあらゆる施策に男女共同参画の視点が導入されるよう働きかけます。		男女平等推進センター	未実施	B	令和2年度 「豊島区職員の男女共同参画意識に関する調査」実施	A	
29	男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進	82	職層別の男女平等研修の実施	男女平等の職場づくりとあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、全職員を対象に職層別に男女平等研修を定期的に実施します。		人材育成担当課長	・新規採用職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施 ・職層別ハラスメント防止研修の実施	B		A	
						子ども若者課	男女平等推進センター等で実施している研修を所管施設に周知し、出席を促した。	B		A	
29	男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進	83	職員への男女共同参画に関する積極的な情報提供・意識啓発	あらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、庁内への情報提供・意識啓発を継続的に実施します。また、職場内の慣習などを見直し、男女平等の職場づくりを推進します。		人材育成担当課長	・男女共同参画に関する研修を実施 ・ハラスメント防止体制の周知および研修 ・職員意識調査の実施 ・人材育成ニュースの活用	B		A	
						男女平等推進センター	・庁内職員に対する継続的な情報を提供 ・全課（管理職及び係長級職員）を対象とした男女共同参画に関する研修の実施	B		A	

施策No.	施策	事業No.	事業名	事業の内容	重点的な取り組み	担当所管課	具体的な各課の取り組み	①取り組みの実施状況評価		②男女共同参画への意識調査	
								評価	＜記述欄＞ (評価がC、D、Eの場合)理由	評価	＜記述欄＞ (評価がDの場合)理由
30	推進体制の充実・強化	84	男女共同参画の総合調整機能を持った拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めていきます。		男女平等推進センター	①エポック１０の運営 ②審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会(庁内組織)」 「男女共同参画推進会議」 「男女共同参画苦情処理委員」 「としまＦ１会議」 「女性の視点による防災・復興対策検討委員会」 ③改定プラン進捗状況調査の実施、取りまとめ及び内容検討	B	「としまF1会議」 「女性の視点による防災･復興対策検討委員会」 閉会	A	
30	推進体制の充実・強化	85	「苦情処理」の充実	区民が申し出た苦情・救済について中立的な立場から苦情処理委員が調査・検討し、勧告および意見表明を行います。この「苦情処理制度」について、広く区民に積極的な周知を図るとともに、行った勧告・意見表明の内容を公表し、推進します。		男女平等推進センター	・苦情処理制度の周知	B	ホームページ、メルマガ等で広報。	A	
30	推進体制の充実・強化	86	男女共同参画施策の総合的調整及び行動計画事業の定期的な進捗把握（数値目標の点検と進行管理）	計画事業の着実な推進を図るため、所管課とのヒアリング等により進捗状況を把握するとともに、「男女共同参画推進委員会（庁内推進組織）」において計画事業の点検を行い、施策を総合的に推進します。		男女平等推進センター	行動計画の進捗状況について事業所管課に調査を行った。 庁内推進組織である男女共同参画推進委員会を開催し第3次プラン（行動計画）の進捗状況調査方法及び調査結果について審議を行った。 〇委員会：委員長1名・副委員長1名・委員7名 〇幹事会：幹事長1名・幹事23名	B		A	
30	推進体制の充実・強化	87	「男女共同参画推進会議」等における行動計画進捗状況の点検・評価	行動計画を確実に推進するために、区民代表や学識経験者が参画した推進会議による点検・評価を行います。		男女平等推進センター	平成15年4月に施行した豊島区男女共同参画条例に基づき、第三者機関である「豊島区男女共同参画推進会議」を設置。行動計画の進捗状況等について点検・評価を行った。 〇推進会議委員：15名 〇医療機関関係者：1名	B		A	
30	推進体制の充実・強化	88	運営委員会との協働の推進	区民･登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営に区民、利用者の意見･要望を反映させるとともに協働を進め、事業の充実を図ります。		男女平等推進センター	利用者、区民で構成された運営委員会による、センター主催の各種事業や施設の運営等について協議した。	B		A	